借り上げ住宅協議会ニュース
たんぽぽ
2013年8月　No.20
ーひとりで悩まず困った時は、お電話をー
ひょうご震災復興借上住宅協議会
電話 078-371-5789（FAX可）
住所　中央区橘通3-3-6　第2大橋ビル2F

この「県営住宅入居許可書」は、私達「借り上げ住宅協議会」が7月に行った兵庫県住宅部との交渉時に、灘区のAさんが持参したものです。兵庫県も、神戸市などと同様に、借上げ住宅は20年が入居期間だという前提で、転居を求めていますが、この県が発行した許可書には、「入居可能の日」は、年月日が記されていますが、「許可の期間」つまり何年間ここに住めるのかを示す年月日の指定はありません。これは平成19年（2007年）7月に申請者と兵庫県が交わした公的な文書です。また、ポートアイランドに住むBさんの許可書は平成11年4月の入居許可書で、貝原俊民前知事が発行したものです。この入居許可書には、入居可能の日は書かれていますが、「許可の期間」は項目すらありません。

県営住宅入居許可書「許可の期間」空欄（※※）のまま

知事が「公印」押して認めていた。

私たちとの交渉で、兵庫県の担当者は、許可書には20年という期限を書いていないが、配布した「しおり」の中には書いている。という苦しい答弁に終始しました。しかし「兵庫県指令住管第1－33号」といういかめしい発行番号に、家賃や敷金、共益費などとともに、7「許可の期間」は空欄（※※）のまま、知事の公印を押して許可されていたのです。この事実は、住宅マネージメント計画が作成される平成22年度までは、知事自身、「20年の期限など問題にしていなかった」ことを証明しています。

これが証拠です。

県営住宅入居許可書

兵庫県指令住管第　　号

住　所　神戸市中央区港島中町3丁目5番地
仮設ポートアイランド[redacted]

氏　名　[redacted]

平成 11年　2 月　1　日付で申込みのあった県営住宅については、兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例第17条第1項の規定により、下記1の県営住宅に入居することを下記2から6までの条件を付して許可します。

平成　1年　4月　20日

兵庫県知事　貝原俊民　兵庫県知事印

記

神戸市　中央区　港島中町　3丁目2番地1

1　住宅名　兵庫県営　ポートアイランド　住宅　[redacted]号棟　[redacted]号

2　家賃月額　[redacted]　円

3　敷　金　[redacted]　円

4　共益費　　円

5　入居できる者　県営住宅入居申込書に記載されている者

6　入居可能の日　平成　11年　4月　20日

県営住宅入居許可書

兵庫県指令住管第　1－33　号

住　所

氏　名

平成 19年　4月　日付けで申込み

住宅の設置及び管理に関する条例第17条第

に入居することを下記2から7までの条件を付して許可します。

平成 19 年 7 月 27 日

兵庫県知事　井戸敏三　兵庫県知事印

記

神戸市　灘区　摩耶海岸通　2丁目3番

1　住宅名　兵庫県営　HAT神戸・灘の浜　住宅　13号棟　[redacted]号

2　家賃月額　[redacted]　円

3　敷　金　[redacted]　円

4　共益費　[redacted]　円

5　入居できる者　県営住宅入居申込書に記載されている者

6　入居可能の日　平成 19 年 7 月 27 日

7　許可の期間　平成 ** 年 ** 月 ** 日から平成 ** 年 ** 月 ** 日まで（兵庫県営住宅の設置および管理に関する条例施行規則第7条の2第2項の規定により許可の期間が延長された場合を除き、この期間が満了する日までに1の住宅を明け渡すこと。）